

定期報告対象建築物・建築設備及び工作物の報告時期一覧表

■建築物※1 ※2

	建築物対象用途	対象用途の位置・規模(いずれかに該当するもの)	報告時期
令第16条第1項第1号及び第2号 (平28国交告240第1項第1号及び第2号)	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂又は集会場	①当該用途(100㎡越えの部分)が3階以上の階にあるもの ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの(観覧場、公会堂又は集会場を除く) ④当該用途(100㎡越えの部分)が地階にあるもの	平成29年を始期として隔年の6月1日から9月末日まで
令第16条第1項第3号（平28国交告240第1項第3号）	旅館、ホテル	①当該用途(100㎡越えの部分)が3階以上の階にあるもの ②2階の当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③当該用途(100㎡越えの部分)が地階にあるもの	平成30年を始期として隔年の6月1日から9月末日まで
令第16条第1項第3号（平28国交告240第1項第4号及び第2項）	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)、寄宿舎(サービス付き高齢者住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)、その他就寝用途の児童福祉施設等※3	①当該用途(100㎡越えの部分)が3階以上の階にあるもの ②2階の当該用途の床面積の合計が300㎡以上のもの ③当該用途(100㎡越えの部分)が地階にあるもの	平成29年を始期として隔年の6月1日から9月末日まで
令第16条第1項第4号（平28国交告240第1項第5号）	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (いずれも学校に附属するものを除く)	①当該用途(100㎡越えの部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積が2000㎡以上の場合	
令第16条第1項第3号（平28国交告240第1項第6号）	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①当該用途(100㎡越えの部分)が3階以上の階にあるもの ②2階の当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積が3000㎡以上の場合 ④当該用途(100㎡越えの部分)が地階にあるもの	

※1 特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもので、建築物対象用途の位置・規模のいずれかに該当するものが対象です。

※2 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外です。

※3 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)、老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る。)、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所です。

■建築設備

	対象	対象外となるもの	報告時期
昇 降 機 (政令第16条第3 項第1号(平28 国交告240第 2))	令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(フロアタイプ)*3) (検査済証の交付を受けた昇降機に限る)	・戸建住宅のホームエレベーター ・テーブルタイプ(床面から50 cm以上)の小荷物専用昇降機	毎年 (検査済証の交付を受けた日の属する月の前1ヶ月間)
	令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(フロアタイプ)) (検査済証の交付を受けたもの以外のもの)	・労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーターのうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの)	毎年 (前回の報告をした日の属する月に 応当する月の初日 から末日まで)
防 火 設 備 (政令第16条第3 項第2号(平28 国交告240第 3))	①上記定期報告対象建築物に設けられる防火設備 ②以下に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える建築物に設けられる防火設備 ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) ・その他就寝用途の児童福祉施設等	・常時閉鎖式の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備	毎年 (6月1日から11 月末日まで)

■工作物

工作物	対象	報告時期
準 用 工 作 物 政令第138条の3 (政令第138条第2項第1号、第2号、第3号)	令第138条第2項各号に掲げる工作物 (観光用エレベーター、遊戯施設)	毎年 (検査済証の交付を受けた日の属する月の前1ヶ月間)